不適切な服務管理

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 家畜保健衛生所 | 職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならず、移動時間は勤務時間に含まれないが、移動時間を勤務時間に含めていた。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 在宅勤務を実施した日 | 移動時間 | | Ａ | 令和５年３月20日 | 午後１時58分から午後３時52分まで | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【令和５年12月１日付け改正前の大阪府在宅勤務試行実施要領】  （実施職員の勤務時間等）  第５条  ３　事務取扱要領「第２ １ (2)」の規定に基づき、職場での勤務と合わせて在宅勤務を実施する場合、職場での勤務時間と在宅勤務の実施時間をあわせて、実施日に割振られた勤務時間を確保しなければならない（移動時間を勤務時間に含まない）。また、職場での勤務における始業時刻又は終業時刻は、正規の勤務における始業時刻又は終業時刻と同様とする。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月５日）